

第百五十四回国
参議院法務委員会會議録第六号

平成十四年四月二日(火曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

高野 博師君

市川 一朗君

服部三男雄君

千葉 景子君

日笠 勝之君

井上 哲士君

委員

岩井 國臣君

柏村 武昭君

佐々木知子君

陳内 孝雄君

中川 義雄君

三浦 一水君

江田 五月君

小川 敏夫君

角田 義一君

浜四津敏子君

平野 貞夫君

福島 瑞穂君

國務大臣

森山 眞弓君

副大臣

横内 正明君

法務大臣

下村 博文君

法務副大臣

加藤 一字君

事務局側
常任委員会専門員

本日の會議に付した案件

○更生保護事業法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(高野博師君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

更生保護事業法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。森山法務大臣。

○國務大臣(森山眞弓君) 更生保護事業法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

更生保護事業は、民間篤志家のためめ努力によって維持運営され、犯罪者の社会復帰に大きく貢献するとともに、国が行う保護観察その他の更生の措置を円滑に実施する上で重要な機能を果たしております。特に、更生保護事業の主たる担い手である更生保護施設は、これまで多くの者を受け入れ、その社会的自立を促すとともに、再犯を予防し、国民の安全と治安の確保に重要な役割を果たしてきております。

ところで、近年、犯罪情勢の悪化を背景とする矯正施設収容者の増加を受けて、出所後に更生保護施設の保護を必要とする者も着実に増加する傾向が見られます。しかも、その中には高齢犯罪者のように自立に特別な配慮を要する者や、累犯者及び藥物・アルコール依存者等のように、その改善更生には社会生活に適応させるための専門的な働き掛けを要する者の増加が顕著な傾向としてうかがわれるのであります。また、昨今の少年による凶悪・重大な事件などに端的に見られるように、親の監護能力が弱体化する中で、本人の対人関係上の問題や社会適応力の欠如等の問題に対する適切な援助が求められております。このような

現状にかんがみ、これらの者の社会復帰を促し、その改善更生を助けるためには、更生保護施設における処遇機能を一層充実させ、同施設において、犯罪者や非行少年に對し、その問題性に応じた適切な処遇をなし得るものとする必要がありま

す。そこで、この法律案は、以上述べた犯罪情勢に的確に対応するため、更生保護施設の処遇機能を充実強化するとともに、更生保護事業の一層の発展を図る見地から、更生保護事業法及び犯罪者予防更生法等の一部を改正するものであります。次に、この法律案の要点を申し上げます。

第一は、更生保護施設に委託する保護内容を充実させることであり、次の三つの点を含みます。その一は、更生保護施設を犯罪者処遇の専門施設として位置付け、従来の宿所及び食事の提供等に加えて、社会適応を促すための積極的な処遇をも更生保護施設に委託できるようにするものであります。その二は、少年院満期退院者や労働場出所者等の社会復帰を促すため、これらの者を更生緊急保護の委託対象に含めることとあります。その三は、高齢犯罪者の増加等に対応し、本人の自立能力等、個別事情に応じて更生緊急保護の期間を従来の六月から最大一年まで行い得るようにするものであります。

第二は、近時の社会情勢の動向を踏まえ、更生保護事業の一層の適正化を図る見地から、同事業に対する規制緩和を図ることとあります。更生保護施設を設置して行う事業は被保護者に対する処遇の適正が強く求められますので、引き続き認可制を維持することとしておりますが、それ以外の一時保護事業及び連絡助成事業につきましては届出制に改め、その活性化を図ろうとするものであります。

第三は、更生保護事業に対する社会の理解と協

力の促進を図るため、事業の透明性を確保するための規定を設けることとあります。

第四は、その他の所要の改正を行うものであります。

以上がこの法律案の趣旨であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(高野博師君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十四時四十分散会

四月一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、更生保護事業法等の一部を改正する法律案

更生保護事業法等の一部を改正する法律案(更生保護事業法の一部改正)

第一条 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「一定の施設を」を「更生保護施設に」、「生活の指導」を「職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導」に改め、同条第四項中「(第四十六條第一項において「助成等」という。)を削り、同条に次の一項を加える。

7 この法律において「更生保護施設」とは、被保護者の更生に必要な保護を行う施設のうち、被保護者を宿泊させることを目的とする建物及びそのための設備を有するものをいう。

第五条の次に次の一条を加える。

(経営の原則)

第五條の二 更生保護法人は、更生保護事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に、被保護者に対する処遇等その事業内容を向上させるとともに、経営の基盤の強化と透明性の確保を図らなければならない。

第六條第一項中「その収益を更生保護事業の下に」若しくは公益事業(犯罪をした者の更生又は犯罪の予防に資するものとして法務省令で定めるものに限る。第四十二條第二号において同じ。)を加える。

第十一條第三項中「更生保護事業を営む者」を「継続保護事業を営む者又は第四十七條の二の届出をして一時保護事業若しくは連絡助成事業を営む更生保護法人」に改める。

第二十九條に次の一項を加える。
3 更生保護法人は、第一項の書類について、請求があったときは、これを閲覧に供しななければならない。

第三十二條第二項中「更生保護事業を営む者」を「継続保護事業を営む者又は第四十七條の二の届出をして一時保護事業若しくは連絡助成事業を営む更生保護法人」に改める。

第四十二條中「当該更生保護法人に対し、」の下に「一年以内の期間を定めて」を加え、同条第二号中「更生保護事業」の下に「又は公益事業」を加える。

第四十五條の見出し中「事業」を「継続保護事業」に改め、同条各号列記以外の部分中「更生保護事業」を「継続保護事業」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 継続保護事業の内容
第四十五條第五号中「建物その他の設備」を「更生保護施設」に改める。
第四十六條第一項第一号中「法務省令で定める」を「第四十九條の二」に改め、同項第二号中「建物その他の設備」を「更生保護施設」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同条第二項中「更生保護事業」を「継続保護事業」に改める。

保護事業に改める。

第四十七條第三項中「更生保護法人等(第四十五條の認可を受けて更生保護事業を営む者をいう。以下同じ。)」を「認可事業者(第四十五條の認可を受けて継続保護事業を営む者をいう。以下同じ。)」に改め、同条の次に次の一項を加える。

(一時保護事業及び連絡助成事業の届出)
第四十七條の二 国及び地方公共団体以外の者で一時保護事業又は連絡助成事業を営もうとするものは、あらかじめ、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を法務大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は当該事業を廃止しようとするときも、同様とする。

一 名称
二 事務所の所在地
三 事業の種類及び内容
四 更生保護法人以外の者にあつては、前各号に掲げる事項のほか、定款、寄附行為その他の基本約款、経理の方針、資産の状況並びに経営の責任者の氏名、経歴及び資産の状況

第四十八條第二項中「又は一時保護事業を削り、同条第三項中「地方公共団体は、」の下に「一時保護事業又は」を加え、「第四十五條第一号から第三号まで」を「第四十七條の二第一号から第三号まで」に改める。

第四十九條の次に次の一項を加える。
(更生保護施設における処遇の基準)
第四十九條の二 更生保護施設における被保護者の処遇は、次に掲げる基準に従って行わなければならない。

一 被保護者の人権に十分に配慮すること。
二 被保護者に対する処遇の計画を立て、常に被保護者の心身の状態、環境の推移等を把握し、その者の状況に応じた適切な保護を実施すること。

三 被保護者に対し、自助の責任の自覚を促し、社会生活に適応するために必要な能力を会得させるとともに、特に保護観察に付されている者に対しては、遵守すべき事項を守るよう適切な指導を行うこと。

四 その他法務省令で定める事項
第五十條中「継続保護事業又は一時保護事業を営む更生保護法人等」を「認可事業者又は第四十七條の二の届出をして一時保護事業を営む更生保護法人」に改める。

第五十一條から第五十三條までの規定中「更生保護法人等」を「認可事業者」に改める。

第五十四條第一項中「更生保護法人等」を「認可事業者」に、「当該更生保護法人等に対し」を「当該認可事業者に対し、一年以内の期間を定めて」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「更生保護法人等」を「認可事業者」に、「その事業により」を「更生保護事業により」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 更生保護法人以外の認可事業者が、更生保護事業に關し不当に営利を図ったときも、前項と同様とする。

第五十五條及び第五十六條中「更生保護法人等」を「認可事業者」に改め、同条の次に次の一項を加える。
(届出事業者に対する監督)
第五十六條の二 第五十一條、第五十二條、第五十五條及び前条の規定は、届出事業者(第四十七條の二の届出をして一時保護事業又は連絡助成事業を営む者をいう。以下同じ。)について準用する。

2 法務大臣は、届出事業者につき次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該届出事業者に対し、一年以内の期間を定めて、更生保護事業を営むことを制限し、又はその停止を命ずることができる。
一 被保護者の処遇につき不当な行為をしたとき。

二 前項において準用する第五十一條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
三 前項において準用する第五十二條の規定に違反して、帳簿の備付け、記載若しくは保存をせず、又はこれに虚偽の記載をしたとき。

四 前項において準用する第五十五條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
五 第六十條第二項の規定により付された条件に違反したとき。

3 更生保護法人以外の届出事業者が、更生保護事業に關し不当に営利を図ったときも、前項と同様とする。

4 届出事業者の代表者その他の業務を執行する役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。が、更生保護事業により不当に個人の営利を図ったときも、第二項と同様とする。
第五十七條の見出しを「(更生保護事業を営む地方公共団体の報告義務)」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一項を加える。
(その他の事業者に対する監督)
第五十七條の二 認可事業者及び届出事業者以外の者(国及び地方公共団体を除く。)であつて更生保護事業を営むもの(本条において「その他の事業者」という。が、その事業に關し不当に営利を図り、又は被保護者の処遇につき不当な行為をしたときは、法務大臣は、その者に対し、一年以内の期間を定めて、更生保護事業を営むことを制限し、又はその停止を命ずることができる。

3 第五十五条の規定は、その他の事業者について準用する。

第五十九條第三号中「第四十六條第一項第一号から第三号までを、第四十六條第一項第二号及び第三号並びに第四十九條の二(第四号)」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次の一号を加える。

三 第五十六條の二第二項から第四項まで、又は第五十七條の二第二項若しくは第二項の規定により、事業を営むことを制限し、又はその停止を命ずるとき。

第六十一條中「更生保護法人等又は更生保護事業に従事する者」を「認可事業者若しくは届出事業者又はその役職員」に改め、同条の次の一条を加える。

(人材の確保等)
第六十一條の二 法務大臣は、認可事業者及び届出事業者が犯罪をした者に対し専門的知識に基づきより適切な保護を行うことができるようにするため、これら事業者が、専門的知識を有する人材を確保し、その資質を向上させるために必要な施策の推進に努めなければならない。

第六十二條中「及び第五十四條を」、第五十四條、第五十六條の二第二項から第四項まで、並びに第五十七條の二第二項及び第二項に改める。

第六十三條中「更生保護法人等」を「認可事業者」に改める。

第六十六條第二号中「第五十四條」の下に「、第五十六條の二第二項から第四項まで、又は第五十七條の二第二項若しくは第二項を加える。

第六十七條第一号中「第五十二條」の下に「(第五十六條の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二号中「第五十七條第二項を、第五十七條の二第三項」に改める。

(犯罪者予防更生法の一部改正)
第二条 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第

第三部 法務委員会公議録第六号 平成十四年四月二日 【参議院】

百四十二号)の一部を次のように改正する。

第三十六條第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。
七 社会生活に適応させるために必要な生活指導を行うこと。

第三十九條に次の一項を加える。
2 前項の補導援助は、本人の更生を図るため有効かつ適切であると認められる場合には、更生保護事業法(平成七年法律第八十八号)の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者に委託して行うことができる。

第四十條第三項中「平成七年法律第八十六号」を削る。

第四十八條の二第二項中「刑事上の手続」の下に「又は保護処分」を加え、「縁故者等」を削り、「若しくは貸与する等の一時保護又は一定の施設に収容して」を、「又は貸与し」に改め、「必要な」を削り、「若しくは就職を助け」を「又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い」に、「若しくは調整を」又は「調整」に改め、「継続」を削り、同項に次の三号を加える。

六 罰金又は料金の言渡しを受けた者
七 労役場から出場し、又は仮出場を許されたる者
八 少年院から退院し、又は仮退院を許されたる者(保護観察に付されている者を除く。)

第四十八條の二第三項中「更生保護事業を営む者」の下に「その他の適当な者」を加え、同条第四項中「刑事上の手続」の下に「又は保護処分」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、本人の更生を保護するため特に必要があるとき、これを六月を超えない範囲において、これを行うことができる。

第四十八條の三第二項中「監獄」の下に「若しくは少年院を、刑事上の手続」の下に「又は保護処分」を加え、同条第三項中「監獄」の下に「若しくは少年院を、前条第一項第一号に該当し

た者」の下に「又は仮退院の終了により同項第八号に該当した者」を加える。

第六十條第一項中「保護観察所の長は」の下に「、第三十九條第二項(第五十三條第二項において準用する場合を含む。)」の規定による委託に要した費用を加える。

(執行猶予者保護観察法の一部改正)
第三条 執行猶予者保護観察法(昭和二十九年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「あつ、旋する」を「あつせんする」に改め、「本人の環境を調整し」を削り、同条第二項中「が得られないため」を「を受けることができるため」に改め、「給与し」の下に「、又は貸与し」を加え、「医療又はは」を削り、「その他」を「教養、訓練、医療又はは就職を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、環境の改善又は調整を図る等」に改める。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(認可等に関する経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に改正前の更生保護事業法(以下「旧法」という。第四十五條の法務大臣の認可を受けている者(更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律(平成七年法律第八十七号)第三條の規定により旧法第四十五條の法務大臣の認可を受けたもの)とみなされる者を含む。は、この法律の施行の際に、改正後の更生保護事業法(以下「新法」という。第四十五條の規定が適用される事業にあっては同法の規定によりした認可を受けたもの)と、新法第四十七條の二の規定が適用される事業にあっては同法の規定によりした届出とみなす。

(旧法の規定に基づく処分又は手続の効力)
第三条 前条に定めるもののほか、施行日前に旧法の規定によりした認可その他の処分又は申請その他の手続で新法に相当の規定があるものは、新法の相当の規定によりした認可その他の処分又は申請その他の手続とみなす。

(残余財産の帰属に関する経過措置)
第四条 この法律の施行の際現に旧法第四十五條の認可を受けて更生保護事業を営む者に残余財産を帰属させることを定めた定款には、新法第四十五條の認可を受けて継続保護事業を営む者又は第四十七條の二の届出をして一時保護事業若しくは連絡助成事業を営む更生保護法人に残余財産を帰属させる旨の定めがあるものとみなす。

(罰則に関する経過措置)
第五条 この法律の施行の前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(売春防止法の一部改正)
第六條 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第三十一條中「刑事上の手続」の下に「又は保護処分」を、「監獄」の下に「若しくは少年院」を加える。

2 この法律の施行の際現にされている旧法第四

十五條の規定による更生保護事業の認可の申請は、新法第四十五條の規定が適用される事業にあっては同項の規定によりした認可の申請と、新法第四十七條の二の規定が適用される事業にあっては同項の規定によりした届出とみなす。

平成十四年四月五日印刷

平成十四年四月八日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

B